

DBオンラインサービス 追加加入手続き時の留意点①

規約に定める加入者の資格を取得した方（以下「追加加入者」といいます。）を加入者資格取得日に確定給付企業年金制度に加入させる手続きを、「追加加入手続き」といいます。DBオンラインサービスで追加加入手続きを行う際の留意点について2回にわたってご説明します。今回はその1回目です。

（参照：オンライン操作マニュアル 第5章2）

1. 加入資格をご確認ください

DBオンラインサービスにて追加加入手続きを行う前に、確定給付企業年金規約 第2章「加入者」の（加入者）の項目をご参照のうえ、追加加入者の**加入資格の有無を必ずご確認ください**。実施事業所に使用される**厚生年金保険の被保険者**は原則として**加入対象となりますが**、制度によって一部加入対象外となる場合もあります。

〈加入対象外となる方の例〉 ※制度によって加入資格は異なります。以下は一例です。

- 法人税法に定める役員
 - パート従業員・契約社員
 - 60歳の誕生日の属する月の末日（定年）までの加入者期間が○年未満となる者
 - 55歳の誕生日の属する月の末日（旧定年）まで加入したとしても加入者期間が○年未満となる者
- ※定年は60歳の誕生日の属する月の末日

- ・加入資格の有無は、原則としてシステムにて判定ができません。
 - ・追加加入させるべき従業員を加入させていなかった、もしくは、追加加入させるべきでない従業員を加入させていたことが事後に判明すると、正当な状態に復元するための手続きに時間を要します。
- また、掛金の過不足が発生することにより、年金資産の積み立てへも影響する可能性があります。

2. 資格取得年月日をご確認ください

遡った日付で資格取得年月日を入力するときは注意が必要です。次号のDB事務サポ通信で詳細をご案内します。

資格取得年月日とは、**確定給付企業年金の加入資格を取得する日**です。いつ加入資格を取得するかは、確定給付企業年金規約 第2章「加入者」の（資格取得の時期）に定められています。
オンラインサービスで追加加入手続きを行う際、最初の以下画面で**該当の追加加入者に応じた「資格取得年月日」**を入力ください。

追加加入

マニュアル 画面ガイド 留意事項 2303581 A01-010

処理結果のお知らせ

事業主番号 001

◎ 始めから入力する

資格取得年月日 []年[]月[]日

追加加入有無 [有]

確定給付企業年金規約
(資格取得の時期) に定める
日付を入力ください。

<資格取得年月日の例>

規約第2章（資格取得の時期）

第〇条 従業員は、本制度の実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において従業員でない場合にあっては従業員となった日。以下「入社日」という。）以降最初に到来する10月1日に、加入者の資格を取得する。

入社日		資格取得年月日
2025年4月1日	→	2025年10月1日
2025年10月1日	→	2025年10月1日
2025年10月2日	→	2026年10月1日

上記例の通り、入社日が1日相違するだけで、資格取得年月日が1年相違することもあります。

3. 追加加入対象者がいないときは「追加加入無し」の手続きを行ってください

～年1回・年2回加入の制度のみ対象です～

規約に定める追加加入の時期に追加加入対象者がいないときは、「資格取得年月日」を入力し、追加加入有無「無」を選択のうえ、「追加加入無し」の手続きを行ってください。

追加加入

処理結果のお知らせ

事業主番号 001

資格取得年月日 []年[]月[]日

追加加入有無 無

確定給付企業年金規約（資格取得の時期）に定める日付を入力ください。
追加加入有無「無」を選択ください。

毎月加入の
制度では
「追加加入無し」の
手続きは不要です。



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

年金サービス室

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(土日・祝日・12/31～1/3を除く)



0120-307081

事務担当者さま向け情報提供サイト
「DB年金事務サポートナビ」
(↑リンクあり)を当社公式ホーム
ページに公開中！